

令和元年 第1回 三朝町教育委員会 定例会 議事録

開 会 日	令和元年5月27日(月曜日)
開 催 場 所	三朝町役場 第3会議室
出 席 者	西田寛司教育長 芦田準子委員、中前雄一郎委員、大丸満壽委員、塩谷俊樹委員
欠 席 者	なし
説明等の出席者	藤井教育総務課長、佐々木社会教育課長、馬野社会教育課参事、小谷指導主事、 角田教育総務課長補佐
報 告 事 項	小中学校空調設備設置事業の進捗について 平成31年度(令和元年度)準要保護児童生徒の認定について 令和元年度 前期三朝町教育委員会学校訪問日程について(案) 令和元年度 三朝町教育委員会委員県外視察(案)について 平成30年度三朝町教育委員会の事務に関する行政評価委員評価【別冊】 運動部活動の在り方の方針について【別冊】 令和元年度青少年劇場巡回公演 青少年「狂言」鑑賞会について 平成30年度利用状況(図書館・文化ホール)について
議 事	議案第3号 令和元年度教育関係費補正予算(令和元年6月)について【承認】 議案第4号 三朝町社会教育委員の委嘱について【承認】 議案第5号 町立みささ図書館協議会委員の委嘱について【承認】 議案第6号 財産の取得について【承認】
協 議 事 項	通級指導教室の指導希望について【同意】
そ の 他	

会 議 の 内 容

- 1 開 会
教育長 午後1時30分
令和元年第1回定例会を開会します。
- 2 前回議事録
の承認 前回の議事録の承認ですが、大丸委員、塩谷委員に確認いただき承認されました。
- 3 議事録署名委員
の指名 本日の議事録署名委員は塩谷委員、芦田委員を指名いたします。
- 4 報告事項
教育長 報告としては、最初に皆さん既にご存知のことと思いますが、金曜日の朝の通学バスが追突事故を起こし、事故処理をせぬまま児童が学校へ登校しました。児童からの報告を受け、学校側で痛み等の症状を訴える児童への診察対応をすべきとの報告がありました。この時点では、バス乗車児童の総数が把握できていなかったものですから、一先ず、自覚症状がある児童たちを医療機関で診察していただきましょうということで、12名の児童を三朝温泉病院で診察していただきました。その後、バス乗車児童の総数が23人と把握

出来ましたので、残りの 11 人についても自覚症状の有る無しに関わらず、午後に三朝温泉病院で診察をしていただきました。診察を受けた 23 人の児童のうち 9 人は経過観察とされ、14 人には診断書を出していただきました。診断書は一旦、教育委員会事務局でお預かりし、保護者の方も御心配されておられますので、その日のうちにお知らせしようということで、夕方に小学校教諭 8 名にも御協力いただき、事務局と手分けをして、1 軒不在でしたが、22 人の児童のご家庭を訪問し、保護者の方に状況の報告と診断書をお渡ししました。

翌日の運動会には 23 人全員が参加したようですから、心配していたほどの症状ではなかったということでしたが、しばらくは児童たちの様子を注視していく必要があります。

また、本日、日ノ丸バスの本社の社長と倉吉営業所長が謝罪と状況報告のため来庁されました。日ノ丸バスとの話では、学期末くらいに児童たちのバス乗車についての状況を検証し、改善点を話し合う会を設けて、路線バスでの通学について、教育委員会も学校もバス会社も連携しながら子どもたちを支えていきたいと思いますという目的で情報交換していきたいと考えています。

以上が路線バスの追突事故の状況報告です。

この件について何かご質問があればお願いします。

教育委員

日ノ丸バス会社は、今回のような事故への対応マニュアルは作成されていましたか。

教育長

今回のようなケースのマニュアルはないと言っておられたと思います。ですから、本日、会社内部で再度、整理してくださいというお話をさせていただきました。今後、情報交換を行う会の中で、対応方法、役割等の協議をしていかないといけないと思います。

教育委員

ちょうど、事故現場が温泉病院の付近のバス停でしたので、そのまま後続のバスに乗せるのではなく、警察へ連絡して、児童たちは温泉病院へ連れて行っていただけたら良かったなと思います。そのあたりもちゃんとマニュアルで示していただきたいなと思います。多分、保護者の方も不安だと思いますので。

教育長

本来は対応マニュアルというレベルではなくて、運転免許証を取得した者が交通事故を起こした場合は警察に通報しなければならない義務を怠っているということが大きな問題で、次に命にかかわることですから、救助のために救急車を呼ぶとかの手立てが必要ですけど、それもしていないという初動対応がまるっきり出来ていなかったということです。今、教育委員会、学校、バス会社が出来るとは、今お話をしたことですし、対応方法についてもその会で確認していくと。もう一つ、本町にとって日ノ丸バスは公共交通機関ですので、教育だけではなく、町全体としても担う部分、すなわち町民にとって安全・安心な運行をお願いする点もあります。

教育委員

運転手も公共バスを運転されるので、当然、2 種免許はお持ちでしょうし、自家用車の運転者でも、教習所で事故時の対応の講習は受けておられると思いますから、事故対応の義務は守っていただきたいと強く願います。

教育長

その他はいかがでしょうか。それでは、事故の件については以上とさせていただきます、事務局各課の報告事項を教育総務課からお願いします。

事務局

(資料に基づき行事予定を報告)

(1) 小中学校空調設備設置事業の進捗について

事務局

(資料に基づき報告)

教育委員

完了検査が小学校は 6/28 で中学校が 6/24 ということですね。

事務局 はい。

教育長 (2) 平成 31 年度（令和元年度）準要保護児童生徒の認定について
こちらについては、個人情報が含まれますので、非公開とさせていただきます。

事務局 【非公開で協議】
(資料に基づき報告) 個人情報であり詳細は非公表

事務局 (3) 令和元年度 前期三朝町教育委員会学校訪問日程について（案）
(資料に基づき報告)

事務局 (4) 令和元年度 三朝町教育委員会委員県外視察（案）について
(資料に基づき報告)

教育長 以上が教育総務課からの報告ですが、何かご質問等がありましたらお願いします。

教育委員 行事報告の中でこないだの臨時議会で報告された小学校施設検討業務についての資料はどのように修正されたのですか。

教育長 臨時議会で報告した資料を配布してください。

事務局 平成 30 年度の小学校施設検討業務について、近隣の小学校を調査いたしました。調査した結果、望ましい三朝小学校の校舎像としまして、特別支援教室を含む教室の確保ですとか、教育相談室や会議室の確保等が必要であるとの報告をしております。また、特色ある教育のための設備として、外国語特別教室の新設についても報告させていただきました。

このような望ましい校舎を整備するには、部屋数、延床面積が不足してきますので、現在の三朝小学校と比較して、約 2,200 m²程度の増設、増築等が必要であるという報告もさせていただいております。これに伴い、敷地面積につきましては、現在の敷地面積では、収まりきらないこととなり、2階建て校舎ですと、20,700 m²程度の敷地が必要であるという報告もしております。スケジュールにつきましては、あくまでイメージということで、基本設計を行い、方針が固まりましたら実施設計を行った後、本格的な工事に着手するといった報告をしております。事業費のイメージにつきましては、統合校舎、屋内運動場の新增設という国補助メニューを想定した場合、総事業費に対して、国庫補助対象事業費の中で整備対象、整備対象外となる部分があるという説明と、湯梨浜中学校の建設費をパーセンテージで表すと、例えば校舎でありますと全体の 49.6%ほど必要になっているというような説明をさせていただきました。

教育長 このような報告をさせていただきました。また、後ほど説明いたしますが、この報告を受けて、6月議会に清水議員から一般質問が提出されています。

教育委員 6月議会はいつからですか。

教育長 6/6開会で6/7が一般質問への答弁となります。

その他よろしいでしょうか。それでは社会教育課からの報告事項をお願いします。

事務局 (資料に基づき行事予定を報告)

事務局 (7) 令和元年度青少年劇場巡回公演 青少年「狂言」鑑賞会について

教育長 (資料に基づき報告)

7/7の郡スポレク祭の開会式は教育委員の皆さんは御参集いただいていたか。

事務局 申し訳ありません。そこは詰めておりません。後日、ご報告させていただきます。

教育委員 社会教育課からの報告で他はいかがでしょうか。よろしいですか。
先週の金曜日に中学生講演会で谷川哲也さんのお話を聞いたところでは

が、中学生の反応はいかがでしたか。

事務局 講演の出しはウトウトする生徒もいましたが、講師の方が大きな声でお叱りになり、生徒たちも目が覚めたようで、その後は話に聞き入っていました。講演では様々な経験をもとに、生徒たちへ熱く自分の夢を持つこと、叶えるためにはどうすべきか、心の持ち方、相手に対する思いやり等、多岐にわたるお話をいただきました。

教育長 ただ今報告がありました。昼食後ということもあり、かなりの生徒がウトウトしておりました。講演では、トレーナーという仕事の中で「叱る」と「怒る」は違うんだという内容がありまして、そこでウトウトしている生徒を叱ろうと思っていたそうです。最後は質問も多数あり、時間いっぱい質問があり、まだ聞き足りない生徒もいましたが、時間の都合上、閉じさせていただいたということでした。講演会の後半は、ピンと空気が張ったような雰囲気がありました。

教育委員 他の中学校でも公演されたときに、保護者の方もお聞きになられたようで、すごく良かったと言われていました。講演会は講話を聞くだけの感じだったのですか。

教育長 野球部のピッチャーをしている生徒がステージに上がって、椅子を使ったロコモ（運動器症候群：ロコモティブ シンドローム）運動をするような体験もありました。

教育委員 他の中学校でも好評だったということで、少しお聞きしたかったのですが、ありがとうございました。

教育長 その他、いかがでしょうか。では、ないようですので、図書館から報告をお願いします。

事務局 (資料に基づき行事予定を報告)

事務局 (7) 平成 30 年度利用状況 (図書館・文化ホール) について

事務局 (資料に基づき報告)

教育長 説明の中に児童書の偏りがあるというのはどういうことですか。資料のどこを見れば分かりますか。補足説明をお願いします。

事務局 単純に一昨年と比較してプラスマイナスで記載しました。

教育長 貸出数はいいですから、児童書に偏りがあるというのは、どこを見れば分かりますか。資料では読み取ることが出来ませんが。

事務局 申し訳ありません。資料では出てきませんが、児童書の利用者については、登録者の欄にある有効登録者の児童の図書カードの利用数が多少、減っているということです。

教育委員 児童図書カードの利用者が減っているということですか。

事務局 いわゆる誰が借りたかの追跡は出来ませんが、児童書は児童の図書カードで借りますので、実際に動いたカードの枚数が減っているということです。

教育委員 この登録者（有効）の欄の-95のことですか。

事務局 年齢的に小学校高学年までの児童が多いということです。

教育委員 減っているのに多いのですか。

教育長 児童書に偏りがあるということはどういう意味かということを知りたいのですが、増えた説明をされたり、減った説明をされたりと意図が分からないのですが。

事務局 分析においては児童書が増えているのではなく、減っております。これは従来どおり来館される方とそうでない方の差が大きくなったという結果となりました。1年間の児童図書カードの利用者が目減りしているということです。

教育長 それを説明されるのであれば分かるような資料としてください。今の説明

は資料を見ても全く分からないので。
 その他、何かご質問はありますでしょうか。

各教育委員
 教育長 (意見等なし)
 よろしいでしょうか。それでは別冊の報告事項について教育総務課からお
 願いします。

事務局 (5) 平成 30 年度三朝町教育委員会の事務に関する行政評価委員評価
 平成 30 年度の評価につきましては、事務局評価の後、5/7 の臨時会で教育
 委員の皆さんに評価をいただきました。その結果をもとに 5/16、5/22 に行
 政評価委員会を開催し、外部評価を実施しております。その結果を取りまと
 めた資料として、別冊資料をお配りしております。

教育長 報告書の構成につきましては、昨年度からこの章立てで作成しておりま
 す。1・2 ページ目では、評価の内容ですとか手法等について記載しており
 ます。3 ページ目には評価の総括を記載しておりまして、4 ページ目以降に
 ついては、各事業の施策毎の評価について詳細を記載しております。22 ペー
 ジ目からは教育委員の活動状況の報告ということで平成 30 年度の教育委員
 の皆さんの活動についてまとめさせていただいております。以上をご確認い
 ただいて 6 月議会及び町長へご報告する予定としております。

事務局 報告書についてお気づきの点、意見等はいつまでお受けしますか。また議
 会、町長への報告時期はいつ頃を予定されていますか。

教育長 はい。報告書についてお気づきの点、ご質問等がございましたら、今週の
 水曜日 5/29 までに事務局までお願いいたします。

事務局 事務局で報告書をまとめましたので、これについて、明らかな記載ミス等
 があれば、5/29 までに事務局へご連絡ください。評価内容については変更と
 なるのかなり手戻りとなりますので、平成 30 年度の評価結果についてはこ
 れで報告させていただくということをお願いいたします。5/29 以降に議会と町長
 へ報告、提出するというにさせていただきます。

教育長 よろしいでしょうか。

各教育委員 (意見等なし)
 教育長 そうしますと、次の報告事項(6)について説明をお願いします。

事務局 (6) 運動部活動の在り方の方針について
 別冊資料をご覧ください。平成 30 年 3 月にスポーツ庁が「運動部活動の
 在り方に関する総合的なガイドライン」を策定しました。また 12 月には鳥
 取県教育委員会が「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」を策定してお
 ります。これを受け、各市町村においても部活動の在り方に関する方針を策
 定していくわけですが、本町の場合、中学校が 1 校ということで三朝中学校
 で示されている「学校部活動に係る活動方針」をもとに町の方針として中学
 校で作成されたものを、教育委員の皆さんにご確認いただいて、三朝町教育
 委員会としての方針としたいものであります。

教育委員 資料を事前提供いただいたので、一通り拝見しましたが、まず、4 ページ
 の(2)指導・運営に係る体制の構築の下段の※印にある「部活動指導員」の
 説明書きの最終行の、～当該規定を準用)。学校の教育計画に～のところが
 文章が繋がりません。これは、～当該規定を準用)とし、学校の教育計画～
 に修正された方が良いと思います。

教育長 それから同文章の中で、～学校の職員(義務教育学校後期課程、高等学校、
 中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については当該規定
 を準用)～の部分は本町に必要なのかなと思います。

教育委員 必要ないですね。
 もう一つは 10 ページの(1)生徒のニーズを踏まえた部活動の設置及び部

への加入のイの～複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する場合、合同部活動等の取組を推進する。～と記載されていますが、三朝町の場合ですと、町外の学校を対象としてということになるのですか。

教育長

過去には野球部が東中と合同だったり、サッカー部が河北と一緒にだったということはありません。大所帯のチームが連合で総体に出場したということも過去にはありません。

教育委員

例えば、南小と東小が野球チームを作ったということがありましたよね。そういうことなら何となく分かりますが。町外と合同チームを作るのかなと思われましたので。

教育委員

今も小規模学校同士ではありますね。郡と市とかで。

教育委員

はい。分かりました。

教育長

三朝中には多分、無いのではないのでしょうか。

教育委員

そういう事案があるということでしたらそれで構いません。

教育委員

野球部とサッカー部は合同チームがありましたよね。

事務局

4ページの記載内容については確認した後、修正いたします。

教育長

指導員の定義の部分で必要ないところは削除してください。要は学校の職員が部活動指導員となるということと、校長の監督下で指導していくんだということが分かるように記載してあればそれで良いと思います。

他にお気づきの点がございましたらお願いします。

教育委員

よろしいですか。部活動の在り方ということで、例えば、三朝中に希望する部活がない生徒たちが美術部や科学部に仮の入部をしていて、実際は自分のやりたい競技をしているということはあると思いますが、最近では他の学校でアスリートクラブなるものを作って生徒それぞれの望む競技の練習ができる環境を整えているということを知ったことがあります。三朝中の実態はどうですか。

教育長

今の状態は把握しておりませんが、おっしゃるとおり美術部に籍を置いていてバトミントン競技に打ち込んでいる生徒はいましたね。

教育委員

そうではなくてアスリートクラブみたいな話は出ていますか。それぞれが美術部とか科学部に入ってやりたい競技に打ち込んでいるという状況にありますか。

教育委員

中学校に科学部はないです。美術部です。

教育長

アスリートで言うと県がアスリート養成を目的にジュニアアスリート候補生として名簿登録される制度がありまして、それに参加する子どもたちは部活動があればそこから参加しますし、無ければ美術部に所属して水泳とかバトミントン競技に参加しています。

教育委員

その県の選考によって登録されなくても、自分はこの競技がやりたいという子どもたちもいるわけじゃないですか。だけど部活が無いと。でも部活に入らなければいけないから美術部に入るしかない。そういう子どもたちを救済するために、市内にあったと思いますが、アスリートクラブを作って、そこに所属して自分の好きな競技に打ち込めるということを知ったことがありますので、子どもたちのことを考えたら、そういうことも検討していくことも必要かなと思われました。

教育長

結局、美術部がアスリートクラブになっているということですね。

教育委員

いいえ、違います。

教育長

そこでアスリートの活動もするのですか。

教育委員

そうです。

教育長

指導者も外部指導者ということですか。

教育委員

そこまでは把握していませんが。

教育長
教育委員

どこで活動されているのか、実態を調査してみましょう。
また調べてみます。結局、美術部としての活動もしなきゃならないじゃないですか。そうではなくて、希望する部がないので、それぞれの競技種目の子どもたちが集まって、基礎体力を強化するとか、今日はこの子どもはどこそこに行って練習したりとかで、部活動として認められる形で、それぞれの試合に出場するパターンもあるということです。

教育長

一度、調査してみましょう。もし、そのような事例があるのなら、部活動の範ちゅうを超えるというか、部活動のような、部活動でないようなということにもなりますので、学校管理下で果たしてそういう活動が教職員が引率して出来るかどうかということもあります。今の状況ですと、美術部の生徒が就学総体等の水泳大会に出場するときには教員が引率されることはあります。

教育委員

それから、中学校によっては、そういう活動をしているなら、部活に入らなくても良いということもあります。例えば部が無い競技の子どもが希望する競技の活動をしていれば美術部に入らなくても良いということです。ただ、教員も人員が限られていますので、引率は出来ない代わりに外部指導者を活用しているところもあるようです。これからそういう学校が増えてくると思います。そういうことも検討しておかなければならないと思います。

教育委員

その希望する競技に打ち込んでいくということも将来的なことを考えると重要だと思いますし、そのような救済措置もあると良いのかもかもしれませんが、まず、部活動は学校教育の一環であるということですので、今ある部というものが顧問の先生方もお忙しいので、指導が徹底されてないというか、今は1年単位で希望する部を決めているのですが、生徒と教員との折り合いもあって、部を変更するときは必ず生徒と顧問の先生、担任の先生と協議をしたうえで変更するというルールがありますが、生徒の自分なりの判断で他の部活に参加するといった少し乱れた感じがあって、中学校の部活動に対して基本的な事をもっときちんとしないといけないのではないかと思います。

教育長

今日の別冊資料の最後にも三朝中学校の部活動の方針が添付されていますが、第1項目の目標にも「部活動は、学校教育の一環として実施する。」とありますので、技術を磨くということも大事ですが、部活動を通して精神面や心の教育もしていけないといけないと思います。自己主張して折り合いが付かなければ簡単に部を変更できるような環境が果たしていいのかどうか、この方針を策定されたのでしたら、もう一度、認識頂きたいなと思います。生徒も部活をさぼっていかないとか、軽く考えている風潮がありますので、学校教育の一環だと考えるなら生徒が真剣に部活に取り組むような教育的な部分も大事にすべきですし、そういう環境を作っていただきたい。

まず、中学校部活動の実態を把握してください。今、おっしゃるように生徒が勝手に部を変更しているのかどうか、実際にそういう事案があるならば、なぜ、そういうことがおきているのかを把握しないと、何とも言いえないところですが。

また、中学校の部活動の基本的な考え方についてもご意見をいただきました。教科外の活動として、学年縦割りの中で生徒たちを成長を支えるための部活動の在り方として、先ほどありましたアスリートクラブとの関連もありますので、報告書としてはこれを一つの方針とさせていただきます、今後の議論を続けていくということにさせていただきますと思います。

別紙1の「学校の部活動に係る活動方針」と現在の実態を把握し、照らし合わせながら協議をさせていただきます。

教育委員の皆さんも、部活動について関心をお持ちいただいて、考えてい

ただきたいと思います。

教育委員

その話の中で、中学校はこれから駅伝の練習が始まります。あれが熱中症対策も絡んできて、色々なところから問題視されています。朝早い時間から集まって練習して、授業後に部活をして帰るといふ。それから職員の働き方改革からしても、とんでもない時間ですよ。このままで良いのかという意見も耳にします。今の部活動だけでも問題視されているのに、駅伝が始まるとさらに負担が増すことになります。もちろん、やって良かったという声もありますが、駅伝練習で身体的にも精神的にもバランスが崩れてしまったということも聞いています。学校によって様々だと思いますが。県の体育保健課でも双方の意見が出ていると言っていましたし、苦慮しているという話も聞いていますので、考えていかなければならない問題だと思っています。

教育委員

ちなみに三朝中学校は去年から朝練は廃止して、夕方の部活動の被らない時間に駅伝練習をされているようです。

教育長

以前は朝練がありましたからね。

教育委員

外部から見れば、部活動もあり駅伝練習もあるというのは先生、生徒に負担がかかっているということに変わりないですからね。そこは各学校が工夫して取り組むことですが、駅伝競走の存続自体が体育保健課でも議論されていて、強制とまでは言わないけれど、出て当たり前という雰囲気を実施されていると。県教委などから入ってくる教職員の声などは、もう勘弁してほしいという悲痛の叫びも耳に入ってくるので、気になるところです。

教育長

同じようなことが去年、中体連のソフトボールの全国大会だったでしょうか、大会の総括の中で一所懸命取り組んでいるので、もっと生徒たちに練習させたいという意見もあるし、反対に中学生に全国大会が必要なのかという論議もあって、先ほどの駅伝の事案ではないですが、同様の議論がされていますから、町として思い切って方針を出すのか、社会情勢を見ながら妥結点を探していくのかということも、議論をさせていただきたい。方針は策定したから終わりではなくて、時勢に合わせて常に変化させていくということで、お気づきの点があれば遠慮なく、会議にかけていただいて検討すべきだと考えます。

教育委員

大事なのは三朝中のことだけを考えるのではなくて、町全体を考えながら県全体の情勢も注視していかなければならないということです。

教育長

必要であれば中体連からお越しいただき、話を伺うとかですね、体育保健課にも同席いただくとか、教育委員の皆さんの意見をまとめて、県の教育長会の中で提案することも必要だと思います。

教育委員

先般、県の教育委員会の研修会がありましたが、2年前にくらいに一度提案したのですが、県も同じ考えを持っていると。だから、市町村の教育委員会も頑張ってくださいと言われていましたが、それは県全体で取り組むべきではないのかと思いましたがね。

教育長

部活動について体育保健課は、運動部活動だけしか取り扱わないのですよ。それで教育長会としては、それはおかしいと文化部もあるのだから、県教委はセットで考えるべきだと言っていますが、体育保健課は文化部のことは知りませんみたいな薄く扱っています。そうではないと言っているのですけれどね。今の論議を含めて、今後、定期的に議論出来ればと思います。

そうしますと報告は以上で議案の方に移らせていただきます。

5 議事

教育長

事務局

議案第3号 令和元年度教育関係費補正予算(令和元年6月)について

それでは事務局から提案をお願いします。

(資料に基づき説明)

教育長 小学校統合に伴うものとして、共通一般経費、OA機器等備品整備費の補正予算、校舎検討の予算として検討委員会設置と基本計画作成を計上しています。第3号議案についてご質問がありましたらお願いします。

教育委員 すいません。学校施設等検討委員会というのはどういうものですか。いつから、どういうメンバーで組織されるのですか。

事務局 実際の動きとしては、補正予算の承認後となりますが、委員のメンバーを10人程度で年内に6回程度の会議を予定しています。

教育長 予算の項目の内容ではなくて、委員会の目的と構成などの概要が知りたいということです。

事務局 メンバーとしましては、学校関係、保護者、地域代表等を構成員として考えております。目的としましては、基本計画を作成するにあたり、委員の意見を伺いながら作業を進めていくことを目的に委員会を設置するものです。

教育委員 よろしいでしょうか。校舎整備については、一旦、町長部局でという話でしたが、どういう経緯で教育委員会に戻ってきたのですか。

教育長 施設整備は町長部局で行うものであり、教育委員会に権限はないのに、なぜ、教育委員会が検討するのですかということです。

教育委員 一旦、町長部局で検討しますと町長もおっしゃったと思います。

教育長 今の説明ですと、教育委員会事務局で検討委員会を立ち上げて基本計画を作成するというのですが、そもそも所管が企画部局で、組織を立ち上げて、開催経費の予算は教育費に計上するというのであれば、先ほどの委員さんの質問には矛盾しませんが、教育総務課が所管というのは、町長の考えと矛盾するのではないかということです。今までの経緯からすると。

教育委員 教育委員会としては、校舎検討は町長部局に移管したという認識でありますし、そういう説明を受けたと思いますが。それがまた元に戻るというか、学校関係者や保護者の方、地域の方が校舎検討をされるのか、そうなれば、統合準備委員会の時のように校舎検討についてお願いしますと言うと、教育委員会が決めることで我々は意見すべきことではないということを言われて、またぐじゃぐじゃになるのではないかという懸念もあります。結局、教育委員会の方で、町長部局と協力しながら青写真を作ったという過去があります。それで町長部局の方に校舎整備はお任せするという話になったと思っていますが。

教育長 予算を計上するときには、小学校関係の予算項目の中で事業費を計上することはありますが、所管する課がどこになるのか、例えば学童クラブ運営の予算は児童福祉費にありますが、所管は教育委員会という事業もあります。この場合は小学校費の予算項目ですが、所管が教育総務課ではなく企画課であれば何の問題もありませんが、他の国旗やシューズボックス、OA機器の予算は問題ありませんが、今の趣旨からすると、検討委員会の開催経費と校舎基本計画の作成費はどこが所管するのかということです。

教育委員 ですので、教育総務費に計上するのはよしとしても、どの課が所管するのかという問題はあります。

教育委員 この検討委員会は何を検討するのですか。例えば、2階建てにするのか3階建てにするのかというのを検討することに、検討委員の意見が反映されることは難しいと思います。以前もほんとにぐじゃぐじゃになったので、これは無理だなという印象を持ちましたので。ですので、何をここで決めるのか、具体的に検討してから、この組織は立ち上げないと前みたいなのが起きるのではないかなと心配されますので意見として言わせていただきました。

教育長 ありがとうございます。町長が意見を求めていますから、今のご意見にもあったように、一度ダメになってしまった経緯がある中で、同じ失敗を繰

繰り返すことになりはしないかという意見がありましたので、所管を検討いた
 だきたいと。教育総務課ですべきではないというか、町長も校舎整備は町長
 部局でと言われていたのではということをお返ししたいと思います。

教育委員 校舎内の教室等の構造については、教育委員会でない提案出来ない部分
 で、後の部分を町長部局が検討するという説明を受けたと思います。ですの
 で、この検討会は有効なのかというか機能するのか疑問を感じます。

教育委員 確かに私もその場におりましたので、やはりこの検討委員会で何を定める
 のか明確にしておかないと、それぞれが色んな思いを持っていますから、な
 かなかまとめきれなかったという事実もありますし。そこは中心となって企
 画を進める担当課がイニシアティブを持って進めていかないと、また同じよ
 うなことになると思います。

教育長 他にご意見はありますか。
 各教育委員 (意見等なし)

教育長 ないようでしたら、今、2つのご意見がありました。一つは検討委員会の
 目的を明確にしないと、また迷子になってしまうので、しっかりとその概要
 等の説明がないとダメですよというご意見。もう一つは、町長部局で進める
 べきとされた校舎整備を、なぜ、また教育委員会部局にさせようとしている
 のかと。以前の話と違いますよという、2つの意見を町長にお返しするど
 ういうことでしょうか。

各教育委員 各委員異議なし・・・(承認)

教育長 はい。それではこの2つの意見を町長にお返しします。
 議案第4号 三朝町社会教育委員の委嘱について

教育長 社会教育課より提案をお願いします。
 事務局 (資料に基づき説明)

教育長 社会教育委員が人事異動により、選出者が代わるということございま
 す。何かご質問なり、ご意見がありましたらお願いします。

各教育委員 (意見等なし)

教育長 よろしいでしょうか。それではこの2名の方に委嘱するということによ
 りゅうございますか。

各教育委員 各委員異議なし・・・(承認)

それでは本議案は承認いただいたということをお願いします。
 議案第5号 町立みささ図書館協議会委員の委嘱について

教育長 図書館より提案をお願いします。
 事務局 (資料に基づき説明)

教育長 ただ今、図書館協議会委員の委嘱について提案いただきましたが、何かご
 質問なり、ご意見がありましたらお願いします。

各教育委員 (意見等なし)

教育長 参考までに新規の委員さんはどなたでしょうか。
 事務局 吉田中学校長と中田PTA会長、山本聖子さんの3名です。

教育長 それでは、新規は吉田中学校長、中田PTA会長さん、山本聖子さんの3
 名でよろしいでしょうか。

それではこの10名の方へ委嘱することにご意見はありますか。

各教育委員 (意見等なし)

教育長 特に無いようでしたら、この10名の方に委嘱するということによ
 りゅうございますか。

各教育委員 各委員異議なし・・・(承認)

はい。ありがとうございました。

議案第6号 財産の取得について

教育長
事務局
教育長

教育総務課より提案をお願いします。
(資料に基づき説明)

ただ今、財産の取得について提案いただきました。5/29が入札予定ということで、入札結果により契約内容は修正されるということですが、地方自治法に基づいて予定価格が700万円以上のものを取得しようとするときは議会の議決が必要だということでもあります。ついては、議案を議会に提出するために教育委員会の意見をいただくということです。

契約内容については、連続揚げ物機ということでフライヤーですね。これが750万円ほどするという事です。

教育委員
事務局

既設設備が古くなったから更新ということですか。

一昨年から5年計画で各調理器具を更新しています。その一環として本年度、揚げ物機を更新するものです。全体の更新計画としては、本年度が3年目ということで、大きな設備としては、温水器の更新を予定しています。

来年、再来年につきましては、小規模な設備の更新となります。

教育長
各教育委員
教育長

何かご意見はございますでしょうか。
(意見等なし)

それではこの議案については議会に付議するという事よろしいでしょうか。

各教育委員
教育長

各委員異議なし・・・(承認)

それでは提案どおりという意見とさせていただきます。

以上で議事は終了とし、続いて協議事項に入らせていただきます。

6 協議事項
教育長

通級指導教室の指導希望について

こちらについては、個人情報が含まれますので、非公開とさせていただきます。それでは、事務局より説明をお願いします。

【非公開で協議】

指導主事
教育長

(資料により説明) 個人情報であり詳細は非公表

ただ今、説明がありました。皆さんからご質問、ご意見がありましたらお願いしたいと思います。

各教育委員
教育長

(意見等なし)

特にないということでよろしいでしょうか。そうしますと希望どおり通級指導を行うということで承認いただいてよろしいでしょうか。

各教育委員
教育長

各委員異議なし・・・(承認)

それではご承認いただきましたので、通級指導をよろしくお願いします。

それでは以上で6の協議事項を終了し、7 その他に移りたいと思います。

7 その他
教育長
事務局

その他で事務局から何かございますか。

はい。別紙でお配りしております。令和元年第2回三朝町議会定例会の一般質問で教育関係について、清水議員と藤井議員から一般質問の通告書がございました。内容については清水議員からは小学校の新校舎の建設について、藤井議員からは三朝小学校の校舎のあり方について質問が出されております。それぞれ、町長、教育長への質問ということで、答弁については町長、教育長と協議しながら、まとめたいと考えております。

教育長
事務局

皆さんの方から何かありますでしょうか。

事務局から小学校の校歌につきまして、本日からNCN日本海ケーブルネットワークで開校式のヴァイオリン伴奏付きの校歌斉唱が放映されること

になりました。放映時間としましては、中部の自主製作番組「ちゅーぶ・ちゅーばー・ちゅーべすと」の終了後2分間程度の枠で、本日は午後1時30分からと午後9時30分から放映されることで決定しています。期間については、本日から当面の間、同番組の終了後に放映されると伺っております。

これについては、地域住民の方からも高齢者の方にも三朝小学校の校歌を聞かせたいという声がありまして、防災行政無線での放送を試みましたが、音源と音域の関係で困難であると判明しましたので、NCNに協力いただき番組終了後の枠時間を活用して放映させていただくこととなりました。

併せまして、広報みささ、防災行政無線での周知を行う予定です。

教育長

NCNですので、TCC放映の地域はご覧いただけませんのでご了承いただきたいと思います。当面の間というのはNCNが試験的に期間を定めずに放映するという事です。防災行政無線での放送については、音楽としてはあらかじめプログラムされた音源が必要だということと、無線放送の音域は人の声の音域程度しか反映されないということもあり、それではということとでNCNにお願いしたということとです。

もし、お時間が合えばご覧いただきたいと思います。

その他、何かありますでしょうか。よろしいですか。それでは、次回の定例会の日程について事務局よりお願いします。

事務局

次回の定例会の日程ですが、6月24日の月曜日は町教委の前期学校訪問が予定されていますので、25日の火曜日、26日の水曜日あたりで教育委員の皆さんのご都合はいかがでしょうか。

教育委員

午後からの開催ですよね。

事務局

午後からを予定しております。

教育委員

水曜日の午後からでしたら大丈夫です。

事務局

それでは6月26日の水曜日、時間は本日より同じく午後1時30分からということで、予定の方をよろしく申し上げます。

8 閉会

教育長

それでは、以上をもちまして令和元年第1回三朝町教育委員会定例会を終了させていただきたいと思います。

ありがとうございました。

午後2時53分

令和元年 第2回定例会を、令和元年6月26日（水）午後1時30分から開催いたします。